

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。	平成22年度中措置	法務省、外務省、厚生労働省
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	
4. その他分野				
(金融)				
①	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業体・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。	平成22年度調査・検討・結論	金融庁、法務省

(その他)				
③	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている。現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	法務省、厚生労働省
		また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中結論	

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<医療・介護>				
17	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等―医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等―①	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<医療・介護>

15	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－①(再掲)	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほか、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省
----	---	---	----------	------------

<国を開く経済戦略>

29	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	①第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 ②上述の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の帯同等については、平成22年度中に検討を開始する。	①平成22年度検討・結論 ②平成22年度検討開始	法務省 厚生労働省
33	専門学校を卒業した留学生が就労可能な在留資格を申請する際の要件の緩和	留学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合でも、既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することについて、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	法務省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
③	医療行為の無過失補償制度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	厚生労働省、 法務省
		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-1. 人材分野				
②	高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備	在留資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、厚生労働省
③	海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化	海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始し、その他の要件が満たされていれば、卒業証明書の提出をもって在留資格認定証明書を発行することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省
④	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を受け入れる企業により行われる研修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省庁間で協議の上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省
⑤	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備	EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国の介護福祉士資格を取得した場合、介護福祉士として我が国で就労できるように在留資格を新たに創設することについてその可否を含め検討する。	逐次検討	法務省、厚生労働省

⑥	在留資格「投資・経営」の基準の明確化	2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」が付与できるような案件を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省
4-2. 物流・運輸分野				
⑭	CIQの合理化	複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係府省が合同で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、財務省、厚生労働省
4-3. 金融分野				
②	社債市場の活性化及び国際化の推進(社債管理者の設置)	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁、法務省
4-5. 住宅・土地分野				
②	借地借家法における正当事由制度に関する情報提供	賃貸人による解約申入れ又は更新拒絶による借家契約の終了をめぐる民事上の紛争の適切な解決に資するため、正当事由が問題となった裁判例の整理・分析等を行い、その結果をホームページで公表する等の情報提供を行う。	平成23年度可能な限り速やかに措置	法務省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
8	登記完了後に交付される書類の記載内容の改善	登記所から登記完了後に交付される登記完了証の記載事項について、登記記録上の地積その他の事項を追加するなど、その拡充のための制度改正及びシステム改修を行う。	平成22年度	法務省
9	在留資格「企業内転勤」の要件の見直し	「企業内転勤」の在留資格では、直近1年間に、我が国にある公私の機関の「外国にある本店、支店その他の事業所」に継続して勤務していることが上陸許可の基準となっているが、昨今の国際社会における企業活動の現状を踏まえ、この外国にある事業所等での勤務経歴に、我が国にある公私の機関での勤務経歴を通算できるよう、平成21年度中に所要の措置を講じることとする。	平成21年度	法務省
10	出入国管理の関係法令等のホームページ上での公表方法の改善	2008年に地方入管局に通達した「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱い」に関しては、「入国・在留審査要領」と併せて内容が把握できるものであることから、同要領の該当部分の内容も含めて同通達内容をわかりやすく法務省ホームページ上に掲載する。	平成21年度(措置済)	法務省
11	在留資格認定証明書交付手続の迅速化の徹底	在留資格認定証明書交付手続の迅速化について地方入国管理官署に改めて指示を行う。加えて、省令改正に伴い、新申請書様式による申請であり、かつ、上場企業等又はそれらに準ずる規模等を有する企業等を雇用先とするものについては、これまでより処理期間を短縮し、申請受理日から10日程度をめどに申請を処理することとする。	平成21年度(措置済)	法務省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
14	振替株式発行会社の組織再編に伴う特別口座の口座管理機関の変更	組織再編を行う上場会社に限り特別口座の口座管理機関を変更する手続を創設する上での問題点を把握の上、当該問題点に対する対処法の検討を行う。	平成22年度検討	法務省
15	外国人研修・技能実習制度の見直し	製造業の生産現場において多能工化が進んでいることを踏まえ、対象職種・作業に限定せず、例えば、関連する複数職種について実習することを可能とし、評価制度(試験)については中心となる対象職種について整備されていけばよいこととするよう、検討し、結論を得る。	平成21年度検討・結論	法務省 厚生労働省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
13	人を死亡させた罪の公訴時効の改正等	公訴時効制度については、人を死亡させた罪のうち、殺人等死刑に当たるものについて公訴時効の対象から除外し、懲役・禁錮に当たるものについて公訴時効期間を延長する。	平成22年度(措置済)	法務省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
32	登記申請に添付する情報の簡素化	登記申請において、登記事項証明書等、登記所側で入手することが可能な情報については、申請人に提供を義務付ける添付情報としないなどの取扱いについて検討を行う。	平成22年度検討開始	法務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
5	外国人漁船員の雇用条件の緩和	平成21年の通常国会において成立した入管法等一部改正法の施行に伴う上陸基準省令等の一部改正(平成22年7月から施行)により、漁業協同組合を監理団体として漁業を営む機関に技能実習生を受け入れることを可能とする。	平成22年度	法務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
15	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対する資格外活動許可の拡張	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対して、申請に基づき、原則として1週当たり28時間以内の資格外活動を包括的に許可するよう検討を行い、結論を出す。	平成22年度検討・結論	法務省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
10	振替一般債の供託の対象への追加	国(日本銀行・供託所)が供託物としての振替一般債を適正に受払保管することが、法令及びシステム上許容されるのかということについて、その費用対効果等に鑑み、関係省庁及び関係機関で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁 法務省 財務省
14	外国人又は外国法人による土地取得等の制限に関する検討	外国人又は外国法人による土地取得等を制限することについては、関係府省庁が連携して検討することが必要であるが、その前提として、外国人土地法についての従前の経緯及び諸外国の類似の法制につき調査を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	法務省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
⑧	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 －医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。	平成22年度中措置	外務省
		医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改革を行う。	平成22年度中検討、結論	厚生労働省
		看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度中検討、結論	
⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。	平成22年度中措置	法務省、外務省、厚生労働省
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<医療・介護>				
17	「内外に関かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－①	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
<医療・介護>				
15	「内外に関かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－①(再掲)	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
⑱	中国人訪日査証の要件等の見直し	国際観光客誘致のため、中国人についての査証の発給要件など、訪日査証の在り方について、検討する。	平成23年度措置	外務省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-1. 人材分野				
⑦	査証の発給要件の見直し等	時代の状況や査証発給実務の実態を踏まえ、発給要件の見直し、一部の査証発給に要する期間の適正化及び相談窓口対応の向上など、査証発給を円滑化することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	外務省
4-2. 物流・運輸分野				
②	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省
		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	財務省、経済産業省、外務省
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便性が損なわれることがないよう、より一層周知徹底する。	平成23年度措置	財務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
6	総合評価方式の導入の推進	在外公館施設の新営工事において、総合評価方式の導入を行う。	平成21年度 (措置済)	外務省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
4. その他分野				
(物流)				
①	輸出通関における保税搬入原則の見直し	貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。 関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう検討する。 保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	平成22年度検討・結論	財務省

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<国を開く経済戦略>				
22	輸出通関における保税搬入原則の見直し	<p>①貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。</p> <p>関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。</p> <p>上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。</p> <p>②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。</p>	<p>①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出</p> <p>②平成22年度検討・結論</p>	財務省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<国を開く経済戦略>

26	輸出通関における保税搬入原則の見直し(再掲)	<p>①貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。</p> <p>関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。</p> <p>上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。</p> <p>②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。</p>	<p>①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出</p> <p>②平成22年度検討・結論</p>	財務省
27	内航機・外航機の取扱いについて	<p>現在、国内線運航便と国際線運航便は、同一の機体であっても内変、外変といった変更手続きが必要であり、この更新手続きに時間がかかるため、効率的な機材活用に支障を来している。したがって、効率的な事業運営のための手続の簡素化について、平成22年中に措置を講ずる。</p>	平成22年中措置	財務省
31	認定事業者(AEO)制度の改善	<p>AEO制度について、適正通関を確保しつつ利用者の利便性向上等を図る観点から、ベネフィットの追加を検討する。その際、AEO制度の運用面の簡便性等も踏まえつつ、例えば利用者のコンプライアンスやセキュリティーといった点に応じた取扱いについて考慮する。</p>	平成22年度検討・結論	財務省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
3. 農林・地域活性化分野				
⑥	酒類の卸売業免許の要件緩和	酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省
		酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和(免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等)し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。 また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	
⑩	国際線の入国時の税関検査の簡素化	入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の合理性について検証し、結果を公表する。	平成23年度措置	財務省
4-2. 物流・運輸分野				
①	リターナブルパレット等の関税免除手続の改善	リターナブルパレット等反復利用される容器について、環境面及び企業のコスト削減に資することから、普及に向け、輸出入時の免税手続についてより簡素化させる。具体的には、全ての種類に対してリターナブルパレットを一欄にまとめて申告する方法、提出書類の簡素化、提出書類の重複を防ぐための税関同士の情報共有化と連携強化等につき、関連事業者の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省

②	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保 要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省
		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	財務省、経済産業省、外務省
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便性が損なわれることがないよう、より一層周知徹底する。	平成23年度措置	財務省
③	営業区域外における通関業務の取扱いの緩和	営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策(例えば、輸出通関に係る保税搬入原則の見直し後において、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大や、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省
⑥	国際コンテナの国内利用の促進	輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送についての手続を簡素化する。	平成23年度措置	財務省
		「橋梁照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについて、違法積載車両の指導取締り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討を行う。	平成23年度検討開始	国土交通省
⑭	CIQの合理化	複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係府省が合同で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、財務省、厚生労働省

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
③	国有林野における許可要件・基準の見直し②	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。	平成23年度中検討・結論	財務省、農林水産省

⑨	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	<p>補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。</p> <p>(a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。</p> <p>(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする(財産処分する)場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i)各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii)各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。</p> <p>(c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。</p>	平成23年度中措置	財務省及び関係省庁
	<p>各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省各庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。</p>	平成23年度中措置		

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
14	景気動向の把握に関するムダについて	「管内経済情勢報告」、「地域経済産業調査」でヒアリング対象となっている企業等において、重複して同様のヒアリングを受けていることにより負担となっている場合のヒアリング方法等について、当該企業等の要望も踏まえながら、一つの省庁が代表的にヒアリングを実施する等の負担を緩和するための対応策を実施し、これを通じて調査の一層の効率化を図る。	平成22年度	財務省 経済産業省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
6	社会保障及び税に関わる番号制度の導入	平成22年2月より「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、社会保障及び税に関わる番号制度の導入を検討しており、複数の選択肢の整理等を行い、1年以内を目処に結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
7	未成年者がタバコを買える顔認証の自動販売機の認証取り消し	たばこの自動販売機については、たばこ規制枠組条約第16条第1項の規定を踏まえ、未成年者喫煙防止の観点から成人識別自販機の導入を促進しているところである。 顔認証方式のたばこ自動販売機については、未成年者を成人と誤認する事案が発生していることから、平成22年3月10日に判定の変更を行い、未成年者を成人と誤認することがないように改善を加えた最新ソフトを搭載した自販機のみを顔認証方式の成人識別自販機として認めることとする。	平成21年度 (措置済)	財務省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

16	外貨・内貨扱いULDの手続きの見直し	ULDのみを内貨・外貨の区分なく取り扱うことは、適当ではないが、ULDの特殊性に鑑み、実質的に内陸汎用性が高まるよう国内線・国際線の航空機への搭載に関する手続等の簡素化を検討する。	平成22年度検討・結論	財務省
----	--------------------	--	-------------	-----

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項

9	税関の複数部署への「役員変更届」の一本化	保税蔵置場等の許可とAEO事業者の承認の役員変更に係る届出について、一税関内での窓口を一本化するよう運用を改める。	平成23年度	財務省
10	輸出申告書における「仕向人住所氏名」の定義の明確化	輸出申告書における「仕向人住所氏名」の定義について明確にし、税関各署での解釈・運用が統一されるよう周知を徹底する。	平成23年度	財務省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

10	振替一般債の供託の対象への追加	国(日本銀行・供託所)が供託物としての振替一般債を適正に受払保管することが、法令及びシステム上許容されるのかということについて、その費用対効果等に鑑み、関係省庁及び関係機関で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁 法務省 財務省
15	航空機燃料税の申告手続の電子化	航空機燃料税の申告手続を電子化(e-Tax)することについて、実施するかどうかを含め、検討する。	平成23年度検討開始	財務省

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者事業者間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(イ)イコールフティングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(ウ)幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑫	国産木材の利用促進 (大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	内閣府 文部科学省 (厚生労働省)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
<保育その他>				
39	安心子ども基金を活用した幼保一体化に向けた規制改革の推進	子ども・子育て新システムの基盤整備として、幼保一体化に向け、安心子ども基金における認定子ども園の補助要件について以下のとおり緩和を進める。 ① 認定子ども園整備事業費補助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。 ② 認定子ども園事業費補助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。	平成22年度検討・結論	厚生労働省 文部科学省

40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認めることとする。具体的な条件については、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中結論	厚生労働省 文部科学省
----	------------------------	---	-----------	----------------

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
②	医師不足解消のための教育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の計画を策定する。	平成23年度措置	文部科学省 厚生労働省
3. 農林・地域活性化分野				
②	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できる限り早期に結論	内閣官房 文部科学省 経済産業省 国土交通省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-1. 人材分野				
①	インターナショナル・スクールに関する制度の改善	各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じる。	平成23年度措置	文部科学省

4-4. IT分野			
22	学術用途における権利制限の在り方の検討	科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を実施する。	平成23年度検討・結論 文部科学省

「『国民の声』集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「『国民の声』集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「『国民の声』集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
33	教員養成課程の充実及び教員免許更新制の見直しについて	平成22年6月3日に開催された第72回中央教育審議会総会において、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」に関し諮問を行ったところであり、教員養成課程や教員免許更新制についても、その成果や課題を検証しつつ、新たな教員の資質能力向上方策の内容及び移行方針を具体化する中で、その在り方についても検討する。	平成22年度検討開始	文部科学省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項

8	外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会の保障	定住外国人の子どもを含む外国人に対する日本語教育の在り方等については、「定住外国人の子どもへの教育等に関する政策懇談会」の委員の意見を踏まえ、定住外国人の子どもへの教育等に関する基本方針として「文部科学省の政策のポイント」を取りまとめる。そのうち、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容等については、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会における検討を踏まえ、各地域における現場の実情に沿った日本語教育を具体的に編成・実施する際の参考として、標準的なカリキュラム案を取りまとめる。	平成22年度 (公表・措置済)	文部科学省
9	社会福祉法人が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	社会福祉法人が認定こども園を運営する場合には、学校法人会計基準によらず、法人として求められる社会福祉法人会計基準により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	文部科学省
10	認定こども園の認定基準の都道府県条例への委任について	認定こども園の認定基準を都道府県の定める条例に委任する。	第174回国会法案提出	文部科学省 厚生労働省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

16	放射線発生装置の使用場所の届出による一時的変更の対象範囲の拡大	放射線発生装置の使用場所の一時的変更に関して、「直線加速装置及びコッククロフト・ワルトン型加速装置を塔槽類・配管類の非破壊検査のために使用する場合」についても届出による変更が可能となるよう対象範囲を拡大することについて、検討を行う。	平成23年度検討開始	文部科学省
----	---------------------------------	--	------------	-------

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者事業者間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	(ウ)幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑫	国産木材の利用促進 (大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	内閣府 文部科学省 (厚生労働省)
2. ライフイノベーション分野				
①	保険外併用療養の範囲拡大	現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討する。	平成22年度中に結論	厚生労働省
②	再生医療の推進	臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。	平成22年度中に結論	厚生労働省

③	ドラッグラグ、デバイスラ グの更なる解消	未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」(平成22年3月)が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にするQ&Aを作成し、周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省
		(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。	平成22年度中に結論	
		薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。	平成22年度中に結論	
		他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッションネートユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。	平成22年度検討開始	
④	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。	平成22年度中に結論	厚生労働省
⑤	レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等)	レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省
		次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCレセプト含む)の見直しを検討する。	平成23年度中に結論	

【厚生労働省】

⑥	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。	遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論	厚生労働省
		診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。	診療報酬改定のタイミングで随時	
		特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。	平成23年度中に結論	
⑦	救急患者の搬送・受入実態の見える化	救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。	平成22年度検討開始	総務省、厚生労働省
⑧	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等一医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等一	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。	平成22年度中措置	外務省
		医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。	平成22年度中検討、結論	厚生労働省
		看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度中検討、結論	

⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度中検討、結論	法務省、外務省、厚生労働省
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	
⑩	ワクチン政策の見直し	予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。	平成22年度検討開始	厚生労働省
⑪	医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設)	「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急を実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。	平成22年度中検討開始、平成24年度中に結論	厚生労働省
⑫	医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等)	医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。	平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
		リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。	平成22年度中措置	
⑬	特別養護老人ホームへの民間参入拡大(運営主体規制の見直し)	特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手	厚生労働省
		また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分等の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。	平成22年度中検討開始	

【厚生労働省】

⑭	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
⑮	訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準)	平成21年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省 経済産業省
4. その他分野				
(金融)				
③	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和)	一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。	平成22年度措置	厚生労働省
(その他)				
③	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	法務省、厚生労働省
		また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中結論	

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<環境・エネルギー>				
16	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的な要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省
<医療・介護>				
18	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成22年度中に薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。	平成22年度中検討・結論・措置	厚生労働省
<国を開く経済戦略>				
25	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－②	・医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。 ・看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

＜医療・介護＞			
16	訪問看護ステーションの開業要件の緩和(一人開業の解禁)	訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討・結論 厚生労働省
＜観光振興をはじめとした地域活性化＞			
17	町家・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和	町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。	平成22年度検討・平成23年度以降早期結論 厚生労働省
18	農林漁家における「民宿」と「民泊」の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置 厚生労働省
19	農業体験時の収穫野菜等調理における食品衛生法の規制緩和	農業体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱い、明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論 厚生労働省
＜国を開く経済戦略＞			
29	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	①第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 ②上述の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の帯同等については、平成22年度中に検討を開始する。	①平成22年度検討・結論 ②平成22年度検討開始 法務省 厚生労働省

＜保育その他＞				
39	安心こども基金を活用した幼保一体化に向けた規制改革の推進	子ども・子育て新システムの基盤整備として、幼保一体化に向け、安心こども基金における認定こども園の補助要件について以下のとおり緩和を進める。 ① 認定こども園整備事業費補助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。 ② 認定こども園事業費補助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。	平成22年度検討・結論	厚生労働省 文部科学省
40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認めることとする。具体的な条件については、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中結論	厚生労働省 文部科学省
41	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年度中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年度中措置	厚生労働省

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
1	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年10月中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年10月中措置	厚生労働省

2	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	平成22年10月を目処に参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年10月中措置	厚生労働省
---	---------------------------	--	-------------	-------

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
①	医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し	国民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。 ① 医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図る。	平成23年度措置	厚生労働省
		② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。	平成23年度検討、結論	
		③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。	平成23年度検討、結論	
②	医師不足解消のための教育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の計画を策定する。	平成23年度措置	文部科学省、厚生労働省
③	医療行為の無過失補償制度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	厚生労働省、法務省
		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	

④	希少疾病用医療機器の市場導入促進に向けた制度の整備	希少疾病用医療機器については、患者のベネフィットとリスクのバランスを勘案し、申請から承認までの期間のうち行政側として審査に要する期間を1年以内とすべく、国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に承認審査を行うことについて検討する。	平成23年度検討、平成24年度措置	厚生労働省
⑤	医療機器の改良改善に係る一部変更承認申請不要範囲の拡大	医療機器における改良改善については、承認書の記載が求められる事項について、一部変更承認を不要とし、軽微変更届の提出にて手続が完結する、若しくは届出が不要となる範囲の更なる明確化を検討することにより、実質的な範囲の拡大を図る。あわせて、軽微変更届による変更の適正な実行を担保するとともに、類似品目で共通の変更がある場合の合理的な運用について検討する。	平成23年度検討、結論	厚生労働省
⑥	医療機器における品目ごとのQMS調査制度の見直し	企業側及び調査側双方の負担を軽減するため、医療機器における品目ごとのQMS調査の中で、調査手法や提出資料の見直し及び、PMDA、都道府県、登録認証機関といった複数の調査機関の調査結果の相互活用など調査の改善を図る。	平成23年度措置	厚生労働省
⑦	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	診療報酬点数や保険医療材料の償還価格については、平成24年度の診療報酬改定においても、関係学会の要望や、業界との対話、価格調査等を踏まえ、引き続き細分化や機能区分の適正化について検討を行う。	平成23年度検討、結論	厚生労働省
⑧	施設・入所系サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系サービスの在り方について、介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸外国の例も含めて調査研究する。	平成23年度中検討開始	厚生労働省、国土交通省
		高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24時間常駐・見守りのある体制のものと、そうでないものについて整理する。	平成23年度中措置	

【厚生労働省】

⑨	居宅サービス事業所における統合サービスの運営	居宅サービス事業所を統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設サービスや居宅介護サービスに附帯して、単体では人員基準を満たさない場合でも、介護保険サービスとして提供可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省
		小規模多機能型居宅介護の地域密着型4施設併設で認められている職員の行き来(兼務)や、施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
⑩	特別養護老人ホームの医療体制の改善	特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。	平成23年度中措置	厚生労働省
⑪	介護保険の指定を受けた事業所の活用	設備資源をいかすため、「デイサービス」の終了後に学童児童の延長学童として利用するなど、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することは可能であることを周知徹底する。	平成23年度中措置	厚生労働省
⑫	給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し	通常の月とは異なる緊急時サービス、あるいは、事業所特定加算等一定の加算の取扱いなど限度額については、利用者間の公平や財源を配意しつつ、社会保障審議会介護給付費分科会における次期介護報酬改定の検討過程で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
⑬	「介護サービス情報の公表」制度の見直し	介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築する。	平成23年度中措置	厚生労働省
⑭	訪問介護など居宅サービスにおける運営基準等の解釈の標準化	各サービスにおける法解釈に係る判断基準の明確化を図り、標準化に取り組む。	平成23年度中措置	厚生労働省
⑮	障害者自立支援法の移動支援事業(地域生活支援事業)を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し	移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省

⑯	障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。	平成23年度中検討、平成24年度中を目途に結論	内閣府、厚生労働省
⑰	安心こども基金の補助対象範囲の拡大等	各自治体における待機児童解消に向けた取組が更に進むよう、安心こども基金の助成対象、事業内容、補助基準等の在り方について、保育サービスの質の確保に留意しつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省
⑱	放課後児童クラブの開所時間の延長	放課後児童クラブの開所時間の延長等、地域の実情や保護者の就労状況に即した放課後児童クラブの促進について、平成23年度より実施する。	平成23年度措置	厚生労働省
3. 農林・地域活性化分野				
①	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-1. 人材分野				
②	高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備	在留資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、厚生労働省
④	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を受け入れる企業により行われる研修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省庁間で協議の上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省

⑤	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備	EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国の介護福祉士資格を取得した場合、介護福祉士として我が国で就労できるように在留資格を新たに創設することについてその可否を含め検討する。	逐次検討	法務省、厚生労働省
⑥	在留資格「投資・経営」の基準の明確化	2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」が付与できるような案件を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省
4-2. 物流・運輸分野				
⑭	CIQの合理化	複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係府省が合同で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、財務省、厚生労働省

4-6. その他分野				
①	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。	平成23年4月中措置	内閣府、厚生労働省
		<p>食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。)については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。</p> <p>(1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの</p> <p>(2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの</p>	平成23年度中措置	内閣府
		食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省
		食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
2. ライフイノベーション分野				
①	地域医療計画における基準病床等の見直し	我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。	平成23年度検討	厚生労働省
		医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等勧告の対象外となる事例を改めて周知する。	平成23年度措置	
②	救急救命士のニーズの把握	救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において救急救命士の採用希望の有無を調査する。	平成24年度措置	厚生労働省
③	高額療養費制度の見直し	かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。	平成24年度措置	厚生労働省
		更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。	平成23年度検討	

④	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省
		② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。	逐次実施	
		③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	逐次実施	
		④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	平成23年度検討開始	
		⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。	平成23年度以降検討開始	
⑤	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省
⑥	ショートステイに係る基準の見直し	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省
		特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護の短期利用事業における運用等を踏まえ、有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、検討を行い、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、平成24年度措置	

【厚生労働省】

⑦	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し	地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特長である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	平成23年度中措置	厚生労働省
⑧	ホテルコスト・補足給付の適正化	社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。	平成23年度以降検討	厚生労働省
⑨	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目途に措置	厚生労働省
⑩	保育所運営費の用途制限の見直し	保育所運営費の用途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目途に措置	厚生労働省
⑪	保育士試験受験要件等 の見直し	認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の上、実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目途に措置	厚生労働省
⑫	訪問看護ステーションの 開業要件の見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとおりであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。	平成23年度検討・結論	厚生労働省

⑬	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。	平成23年度検討・結論、平成23年度以降順次措置	厚生労働省
---	--------------------	--	--------------------------	-------

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
12	国(社会保険庁)の有する住所情報の開示	確定給付企業年金に関して社会保険庁の有する住所情報の提供を受けられることとする。	平成21年度(措置済)	厚生労働省
13	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託の拡大	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託拡大を図るため、市町村の適切な管理の下で被保険者に関する個人情報の保護等につき必要な措置が講ぜられることを前提として、当該窓口業務の受託事業者が被保険者に係る情報等を取扱うことを可能とする。	平成21年度	厚生労働省
14	ハローワークにおける求人要件の緩和	フランチャイズの契約関係に基づく応募者募集に係る情報については、依頼があった場合には、ハローワーク内にスペースを設け、これらの情報を求職者の閲覧に供することとしているところである。また、ハローワークでは、将来的にフランチャイズ契約を締結する予定があったとしても、当該求人の申込みが、雇用関係の成立を求めるものである場合には、(フランチャイズ契約を締結することを希望する者を歓迎する求人を含めて)受理するとともにあっせんの対象にしており、これらの取組をさらに周知徹底する。	平成21年度	厚生労働省
15	輸入食品監視支援システム(FAINS)における利用者端末からのモニタリング検査結果の把握	輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用した食品等の輸入届出においては、モニタリング検査結果通知書を利用者端末から取り出し可能とする。	平成21年度	厚生労働省

【厚生労働省】

16	輸入食品等に係る検査所モニタリング検査の進捗状況について、各検査所に対し電話照会が可能であることの周知	輸入食品については、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられており、届出を受け付けた検査所では食品衛生監視員が審査や検査を行っているところ、当該検査の1つであるモニタリング検査(検査所において輸入貨物を留め置くことなく、届出済証を交付した上で年間計画に基づき実施)の進捗状況について、届出を行った検査所まで電話により照会できることをあらためて会議等で検査所に周知する。	平成21年度	厚生労働省
17	確定給付企業年金における財政検証の基準の見直し	実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、事業主が掛金を拠出することが困難である場合には、財政検証の結果、掛金の引上げが必要となった場合であっても、掛金引上げを猶予することができる措置を講じる(平成24年3月31日までに適用される掛金についての時限措置)。	平成21年度(措置済)	厚生労働省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
15	外国人研修・技能実習制度の見直し	製造業の生産現場において多能工化が進んでいることを踏まえ、対象職種・作業に限定せず、例えば、関連する複数職種について実習することを可能とし、評価制度(試験)については中心となる対象職種について整備されていればよいこととするよう、検討し、結論を得る。	平成21年度検討・結論	法務省 厚生労働省
16	特定健康保険組合の認可の取消しに係る手続きの明確化	特定健康保険組合の認可の取消しについて、行政運用において手続きの透明性・公平性がより担保できる方策(例えば申請に必要な書類、審査項目の明確化等)を検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成22年度結論	厚生労働省
17	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランについて、運用リスクの一部が事業主から加入者、受給者に転嫁されることに留意の上、給付額の再評価等に用いる指標の拡充を慎重に検討する。	平成22年度検討	厚生労働省
18	老齢厚生年金併給調整に伴う手続きの改善	雇用保険の給付を受ける場合、老齢厚生年金の支給停止手続きを本人からの届出に基づき行うことが必要とされているが、社会保険庁とハローワークでの情報交換がなされている点を踏まえ、今後、代替する方法があるかどうかを検討する。	平成22年度検討	厚生労働省

19	確定拠出年金における個人情報取り扱いの緩和	事業主の行う投資教育のために、運営管理機関が事業主に対して個人の投資情報等の提供を行うにあたっては、本人の同意を必要としているところであるが、投資教育の効果的な実施に向け、個人情報の保護が適切に行われるかどうか等の問題を踏まえ、今後検討する。	平成22年度検討	厚生労働省
----	-----------------------	---	----------	-------

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
12	企業年金における住基ネット情報の利用	企業年金が、企業年金基金連合会を通じて、住基ネットから加入者の住所情報等を取得できるようにする。	第174回国会法案提出	総務省 厚生労働省
15	雇用保険事務の手続き及び申請方法についての電子化	現在は紙媒体でしか届出ができない離職票の発行を伴う、雇用保険被保険者資格喪失届の提出についても、電子申請で届出を行うことを可能にする。	平成22年度	厚生労働省
16	社会保険診療報酬支払基金の事業費効率化	「審査支払機関の在り方に関する検討会」を平成22年4月から公開で開催しており、審査支払業務の質の向上、効率化の推進等により、国民の信頼に応えることができる審査支払機関の実現を図るため、今後のあるべき姿について議論している。 この中で、社会保険診療報酬支払基金に係る組織の見直しや国保連合会との競争の促進、審査支払業務の効率化、民間参入の促進について検討を行ったうえで、所要の措置を講じる。	平成22年度	厚生労働省
17	健康保険被保険者証の券面表示の見直し(事業所名称、事業所所在地の記載省略)	健康保険組合の負担軽減の観点から、健康保険被保険者証における事業所名称及び事業所所在地の記載の義務付けの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省

【厚生労働省】

18	介護保険制度における書類・事務手続きの見直し	介護保険制度における書類・事務手続きについて、平成22年2月から3月にかけて厚生労働省ホームページにおいて募集した利用者、事業者、従事者、自治体関係者からの幅広い意見等を参考としつつ、適正なサービスの実施、不正の防止等の観点も踏まえながら、順次、必要な書類・事務手続きの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省
19	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(職業相談・職業紹介の手段の多様化について)	ハローワークインターネットサービスに掲載している求人に応募する際、求人事業主がハローワークの紹介状を希望している場合であって、求職者がハローワークへの来所が困難であるときには、紹介状をFAX等により送付することが可能であることにつき周知する。	平成22年度	厚生労働省
20	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(採否結果の求職者への提供について)	求職者への採否の連絡につき、求人票記載の採否決定日までに連絡するよう求人事業主への指導を更に徹底するとともに、採否決定日までに求人事業者から採否の連絡がない場合は求職者の要請に基づきハローワークが求人事業主に対し確認し、その結果を求職者に伝えることにより対応していることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
21	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(求人への応募状況のインターネット等による提供について)	求人への応募者数等の応募状況の問い合わせにつき、窓口・電話での情報提供が可能であることにつき周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
22	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引き上げ	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における加入資格年齢の引き上げが認められたことを踏まえ、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間で各企業が規約で定める年齢まで引き続き加入することを可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省
23	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和	60歳代前半の雇用の確保に資するため、確定給付企業年金法を改正し、60歳以降の退職時から老齢給付金の支給を可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省

【厚生労働省】

24	体外診断用医薬品を個人で輸入する際の、内規に基づく税関における個数制限の見直し	薬監証明を必要とせずに、税関限りの確認で個人輸入出来る、体外診断用医薬品の個数については、その品目の使われ方に応じて定められるべきものと考えられるが、今後対応方針を明確にする。	平成22年度	厚生労働省
25	保育室設置に係る避難設備設置基準の緩和	保育所の避難設備について、国の基準を参考に都道府県などが定めることを可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
6	社会保障及び税に関わる番号制度の導入	平成22年2月より「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、社会保障及び税に関わる番号制度の導入を検討しており、複数の選択肢の整理等行い、1年以内を目処に結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
34	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(職業相談・職業紹介の手段多様化について)	ハローワークインターネットサービスに掲載している求人に応募する際、求人事業主がハローワークの紹介状を希望している場合であって、求職者がハローワークへの来所が困難であるときには、電子メールで紹介状を送付することについては、新たなコストの投入が必要となることから、その使用頻度も踏まえて検討し実施の適否の結論を得る。	平成22年度検討・結論	厚生労働省
35	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(求人の応募状況のインターネット等による提供について)	求人への応募状況をインターネットで提供するためには、新たなシステムの構築が必要となり、予算上の措置も必要となることから、コストパフォーマンス等について精査する。	平成22年度検討・結論	厚生労働省

【厚生労働省】

36	医療の電子化推進による患者ごとの情報管理	個人が診療情報を入手出来る仕組みについて、モデル事業の成果を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省
37	処方せんの電子化	処方せんの電磁的な交付及び作成については、電子化した処方せんの閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化、障害時の対応、どの時点を以って交付等が成立したとするか等についての法解釈の変更を含めた対応など、検討すべき点が数多くあるが、その適切な仕組みをモデル的に実証し、検証した上で処方せんの電子化について検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省
38	重症熱傷の治療に使用する再生医療製品の普及	再生医療製品である自家細胞培養表皮については、保険診療において、20枚まで算定可能とされている。市販後調査等この製品の使用実態に基づく知見の集積を確認しつつ、20枚までとされている算定要件の見直しについて検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省
39	薬局の薬剤師不在時の閉鎖方法の緩和(薬局全体の閉鎖から調剤室及び第1類医薬品陳列棚の閉鎖へ緩和し、薬剤師不在時でも第2類、第3類医薬品を販売できるようにする)	薬局には、医療提供施設として調剤を中心とした医薬品等の供給拠点としての役割が求められており、この観点を前提に、患者の利便性や医薬品の供給拠点としての薬局の位置づけ等を踏まえて、今後検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省
40	ポイラー等の認定取消基準の見直し	ポイラー等の開放検査周期認定制度における認定取消期間は現行3年とされているが、業界から安全管理、安全対策等に関する現状を確認した上で、取消期間の在り方について検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省
41	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化の可否について検討する。	平成22年度検討・結論	厚生労働省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
10	認定こども園の認定基準の都道府県条例への委任について	認定こども園の認定基準を都道府県の定める条例に委任する。	第174回国会法案提出	文部科学省 厚生労働省
11	カカオ豆に関し、食品、添加物等の規格基準における検体の見直し	食品衛生法に基づく食品の規格基準における、カカオ豆中に残留する農薬等の検査部位に関し、 ①2006年5月のポジティブリスト制度導入時に欧州各国の基準値を参照して暫定的に基準値を設定した26農薬、 ②ポジティブリスト制度導入時に一律基準までの分析が困難と考えられる農薬としてそれぞれの定量限界に相当すると考えられる値を一律基準に代わる基準として規定した70農薬、 ③個別の基準値が設定されておらず、一律基準(0.01ppm)が適用されるその他の全ての農薬 についてカカオ豆の検査部位を「外皮を取り除いた豆」とする。	平成22年度	厚生労働省
12	事業所ごとに行う雇用保険の諸手続について、本社での一括処理について	雇用保険に関する事務をその事業所ごとに行うというのは、事業所を管轄する安定所の長に届出等を提出するという趣旨であり、届出等の書類作成等の事務を行う場所が個々の事業所である必要はなく、本社において事業所ごとの書類を作成し、各事業所管轄の公共職業安定所に対して郵送や電子申請による届出を行うことは可能であることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
13	確定拠出年金業務における個人情報取扱いの一部緩和(移換未了者情報に関する取扱要件の一部緩和)	企業型確定拠出年金の加入資格喪失後、個人型確定拠出年金への資産移換の申出を行っていない者に対して、事業主が申出を行うよう促すために必要な場合は、当該運営管理機関は事業主に対して本人の同意を得ずに個人情報を提供できることを通知において明確化する。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省

14	電子化に対応したレセプトの活用を促進するための以下のレセプトの様式・記載要領の見直し A 調剤レセプトへの処方医療機関コード記載の義務付け B 行われた診療行為の実施日記載の義務付け	A 平成22年度より、処方せん・調剤レセプトに医療機関コードを記載することとしている。 B 現在、診療行為年月日の記載は義務付けていないが、次期診療報酬改定にあわせて平成24年度から診療行為年月日を記載することとする。(なお、準備のため平成22年度より周知)	A 平成22年度 (措置済) B 平成24年度	厚生労働省
15	マッチング拠出の解禁 (確定拠出年金制度の改善)	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における従業員の掛金拠出がみとめられたことを踏まえ、拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の提出を可能とし、これを所得控除の対象とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省
16	学校法人等が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	学校法人等社会福祉法人以外の者が認定こども園を運営する場合においては、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等に代え、それぞれ学校法人会計基準又は企業会計基準に基づき作成が可能な資金収支計算分析表の作成により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	厚生労働省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
11	高度管理医療機器等販売業賃貸業に係る管理者の継続研修の取扱いの明確化	当該年度に基礎講習を修了した者が新しく管理者になった場合、当該年度の継続的研修は不要であることについて周知を徹底する。	平成23年度	厚生労働省
12	受給権者・遺族に対する厚生年金基金加入情報の提供義務化	年金事務所及び年金相談センターにおいて、厚生年金基金加入期間を有する者に対する厚生年金基金の請求手続を喚起するよう、年金相談マニュアルの改訂を行うとともに、年金事務所に基金請求を注意喚起するためのチラシを設置する。	平成22年度 (措置済み)	厚生労働省

13	ハローワークにおける、求職者一人当たりの職業紹介件数についての柔軟な対応	ハローワークにおいては、求職者の能力や適性に見合った求人であれば、十分な職業相談を行った上で、ケースにより設定件数に縛られることなく、柔軟に職業紹介を行っているところであり、このことについて周知を徹底する。	平成23年度	厚生労働省
14	ハローワーク求人情報(障害者向け)のインターネット検索について	障害者が一層効率的に就職活動を行うことができるよう、事業主が公開を希望する障害者を対象とした求人について、当該情報を新たに「ハローワークインターネットサービス」に掲載し、検索するためのシステム改修を行う。	平成24年度	厚生労働省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

1	官民交流法に基づき民間から国に交流採用された者の企業年金加入資格の取扱いの見直し	官民交流の更なる活性化を図るため、官民交流法に基づき民間から国に交流採用されている職員にできる限り不利益が生じることのないよう、交流採用職員を対象とした企業年金を認めるかどうかについては、平成25年に所要の法案を提出することとしている新たな年金制度創設に向けた議論と併せて検討を行う。	平成25年の法案提出に向けて検討	【人事院】 厚生労働省 (注)
17	医療機関の施設内における他の事業者の広告の取扱いについて	医療機関内の広告について、患者を不当に誘因し、良質かつ適切な医療の提供を阻害しないか等の観点を踏まえ、現場のニーズや実態等を把握した上で、他の事業者の広告の取扱いについて検討する。	平成23年度検討開始	厚生労働省
18	個人輸入できる医療機器の個数の見直し	薬監証明を必要とせず税関限りの確認で個人輸入出来る医療機器の個数については、家庭用に使用される物について1セットとしているところであるが、ディスポーザブル用品の個人輸入数量制限の見直しについて、使用形態を踏まえ検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
19	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可・変更申請様式の見直し	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可は自治事務であるため、統一様式とすることは困難であるが、各都道府県の意見を聴取した上で、標準的な様式を作成する方向で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省

(注)所管省庁欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

【厚生労働省】

20	新規設立事務所に係る健康保険組合の規約変更手続の簡素化	健康保険組合の新規設立事務所編入の手続について、関係者の意見を聴取した上で、取扱いの見直しが可能かどうか検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
21	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成業務の委託件数制限の見直し	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成業務の委託件数制限の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
22	居宅介護支援事業の事務的負担の軽減	独居高齢者加算の算定に当たり住民票の取得を不要とすることが可能かどうか、居宅介護支援事業の事務負担軽減について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省
23	介護サービス運営に係る記録の保管義務期間の見直し	指定を受けた事業者は、利用者又は入所者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとなっているが、その適正な運用が図られるよう検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
24	遺族年金の支給対象の見直し	遺族年金の在り方については、平成25年に所要の法案を提出することとしている新たな年金制度の創設に向けた議論において検討を進めていく。	平成25年の法案提出に向けて検討	厚生労働省
25	定年後に嘱託再雇用する場合等の健康保険と厚生年金保険の同日得喪手続の簡素化	高齢者が定年後に嘱託再雇用する場合等の健康保険と厚生年金保険の同日得喪手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
26	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の利用	最新のASME規格に対し労働安全衛生法における圧力容器構造規格の第70条で定める特例を適用することについて、業界から具体的要望を聴取し、実態等を把握の上、その例示について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省
27	圧力設備の供用適性評価におけるAPI579-1/ASME FFS-1規格の利用	圧力設備の供用適性評価におけるAPI579-1/ASME FFS-1規格に対し労働安全衛生法における圧力容器構造規格の第70条で定める特例を適用することについて、業界から具体的要望を聴取し、実態等を把握の上、安全性の低下を招かないことを前提にその例示について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省
28	新規化学物質届出制度の統合・簡素化	新規化学物質の労働安全衛生法に基づく届出と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく届出に関しては、評価の観点や必要試験項目、審査の手続が異なっているが、届出者の利便性を図るべく、それぞれの様式の統合・簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	厚生労働省 経済産業省 環境省

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	
○ 環境・エネルギー分野での制度・規制改革	(ア)森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備 ・路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)	早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。	農林水産省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
②	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年度中措置	農林水産省
⑪	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。	平成22年度以降検討、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論	農林水産省

3. 農業分野				
①	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省
②	農業振興地域の整備に関する法律の見直し（農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討）	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省
③	農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省
④	農地の賃借の許可の迅速化	意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省

【農林水産省】

⑤	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	<p>独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。</p>	平成22年度中検討・結論	公正取引委員会、農林水産省
		<p>現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。</p>	逐次実施	
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	<p>農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を探る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。</p>	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省
		<p>併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。</p>	平成22年度中措置	

⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。 土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	1年に1回以上実施 逐次実施	農林水産省
⑧	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項）	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度中検討・結論	農林水産省
⑨	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省
⑩	農業共済の見直し（コメ麦に係る強制加入制の見直し）	保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。	戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省
⑪	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（告示の改正）	家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。	平成22年度中目途に結論	農林水産省
⑬	農地法の規制緩和について〈農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和〉	農林水産省は、昨年12月に施行された改正農地法の施行状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省

⑭	畜産の新規事業実施についての問題点<地元協力の要件の明確化>	畜産(養豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業(強い農業づくり交付金)について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。	平成23年度中措置	農林水産省
⑮	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省
		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度上期措置	

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<環境・エネルギー>				
7	国産木材の利用促進 (「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学識経験者等による検討の結論・措置	農林水産省

＜観光振興をはじめとした地域活性化＞			
20	森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組みの整備	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。	平成22年度結論・平成23年通常国会への法案提出 農林水産省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

＜環境・エネルギー＞			
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、平成23年度早期に措置 国土交通省 農林水産省

＜観光振興をはじめとした地域活性化＞			
21	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年度中措置 農林水産省
22	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年度中に都道府県に助言を行う。	平成22年度中措置 農林水産省
24	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年度中措置 農林水産省

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
3	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	農林水産省
4	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中措置	農林水産省
5	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置	農林水産省
6	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に都道府県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑥	下水熱・河川熱等の未 利用エネルギーの活用 ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる 手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林 水産省、経済 産業省、国土 交通省、環境 省
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等 について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見 直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土 交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利 便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体 となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	
3. 農林・地域活性化分野				
④	河川護岸の整備や人道 橋の設置における仕組 みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保 全と治水上必要な諸基準との関係を定めた国土交通省「河川景観 の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する 河道計画の技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観の 整備が進むよう、これらの周知徹底を図るとともに、河川空間の景 観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理に フィードバックする仕組みを検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省、 農林水産省
		また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取 組が適切に行われるよう、併せて周知徹底を図る。	平成23年度措置	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
①	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	平成23年度中措置	農林水産省
②	国有林野における許可要件・基準の見直し①	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	平成23年度中措置	農林水産省
		あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。	全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置	
		また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	平成23年度中措置	

③	<p>国有林野における許可要件・基準の見直し②</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。</p>	<p>平成23年度中検討・結論</p>	<p>財務省、農林水産省</p>
④	<p>保安林における許可要件・基準の見直し</p>	<p>保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施</p>	<p>農林水産省</p>
		<p>再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。</p>	<p>法制化後、措置</p>	
		<p>再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。</p>	<p>平成23年度中検討開始、平成24年度措置</p>	
⑤	<p>農地における開発に係る取扱いの周知①</p>	<p>再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。</p>	<p>平成23年度中措置</p>	<p>農林水産省</p>
⑥	<p>農地における開発に係る取扱いの周知②</p>	<p>再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。</p>	<p>平成23年度中措置</p>	<p>農林水産省</p>

⑦	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続きを経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省
⑧	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	平成23年度中措置	農林水産省
⑫	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て枕用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。	平成23年度中措置	農林水産省
⑬	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	平成23年度中措置	農林水産省
⑮	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成23年度中結論・措置	農林水産省
⑯	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省

3. 農林・地域活性化分野				
①	認定農業者制度の見直し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度中措置	農林水産省
②	我が国酪農の競争力強化のための見直し	全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める)拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。 -処理に関する共同実施方式の導入 -指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和	平成23年度中検討・結論	農林水産省
		意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
③	国家貿易制度の見直し	麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	麦については平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成23年中措置。	農林水産省
④	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱えるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省
⑤	土地改良事業の効率化	土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。	平成23年度中措置	農林水産省

【農林水産省】

⑧	農地基本台帳整備の促進	農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。	平成23年度上期措置	農林水産省
⑨	市民農園開設に係る基準の見直し	①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を発出する。	平成23年中措置	農林水産省
⑩	農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化	農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。 すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。 かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。	平成23年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置	農林水産省
		農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。	平成23年度中措置	
⑪	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業(契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業)の対象として取り扱われるよう措置する。	平成23年中措置	農林水産省
		本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。	平成23年度中措置	

12	<p>農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化</p>	<p>・農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水保険」という。)と中小企業信用保証制度(以下「中小保険」という。)に係る課題は以下であるところ、</p> <p>①農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、</p> <p>②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、</p> <p>③両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、</p> <p>④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、</p> <p>こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、</p> <p>①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。</p> <p>②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。</p> <p>③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。</p> <p>④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。</p>	<p>平成23年度中措置</p>	<p>農林水産省、 経済産業省</p>
	<p>平成23年度着手、できる限り早期に措置</p>			
	<p>平成23年度着手、できる限り早期に措置</p>			
	<p>平成23年度検討開始、平成24年度中に結論</p>			

【農林水産省】

⑬	保安林制度に係る指定 施業要件変更の迅速化	森林・林業基本法の改正(平成13年6月)に伴う緩和に係る指定施業要件の変更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続の迅速化に努める。	平成23年中措置	農林水産省
⑭	林業経営に係る許認可・ 届出等の簡素化	森林所有者の申請手続の負担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ることのメリット、デメリットについて検討する。	平成23年中検討・結論	農林水産省
⑮	林業用種苗の見直し	林業種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。	平成23年中措置	農林水産省
		林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底する。	平成23年度上期中措置	
		あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努める。	平成23年度上期中措置	
		植栽本数の低減による低コスト造林への取組など、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知する。	平成23年度上期中措置	
⑯	森林簿等の整備・民間 利用の促進	森林簿情報の提供等については、平成22年12月24日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」にて、都道府県への助言を行っているところであり、当該助言に基づく施業集約化等に必要な森林簿等の情報の提供状況について確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助言を行う。	平成23年度中措置	農林水産省

⑰	水産資源の回復のための資源管理の強化	水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早急な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。	できるだけ早期に措置	農林水産省
⑱	資源管理制度の見直し	TAC(総漁獲可能量)設定魚種の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニターシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対応を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	できるだけ早期に措置	農林水産省
⑲	漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現	組合員・債権者への財務諸表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の厳正化などの措置の周知徹底、公認会計士の活用の充実・強化等による漁協系統団体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・健全化を一層実現していく。	できるだけ早期に措置	農林水産省
㉔	養殖管理の適正化	平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」を通じた魚種ごと及び養殖漁場ごとの適正養殖可能数量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現する。	できるだけ早期に措置	農林水産省

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
18	第1種農地と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合の許可基準の厳格化	現行制度上、農地の転用許可申請者が、第1種農地(農地法第5条第2項第1号口に定める集団的に存在する農地で良好な営農条件を備えている農地をいう。以下同じ。)と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合には、当該許可の申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める当該第1種農地の面積の割合が2分の1を超えない等の場合に転用許可を認めることを可能としているところ、大規模な転用事業が行われる場合には相当な規模の第1種農地が転用されることから、平成21年6月の農地法の改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度(措置済)	農林水産省
19	大規模集客施設の立地を目的とした「27号計画」の成立要件の厳格化	農振法施行規則第4条の4第1項第27号に基づき市町村が地域の農業の振興を図る観点から定める計画(以下「27号計画」という。)に種類、位置及び規模が定められている施設の用地は、農振法第8条第2項に基づき市町村が定める農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能となると規定されている。現行制度上、農振法施行規則第4条の4第1項第27号イからリまでに掲げる要件のすべてを満たした場合には、27号計画が成立することとしているところ、当該27号計画については、地域の農業振興との関係が不明確な事例が散見されたことから、平成19年3月に、農用地区域からの除外及び農地の転用と地域の農業振興との関係を明確化する等の運用の適正化を図る通知を发出したところである。当該通知等による是正状況を検証しつつ、平成21年6月の農振法改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度(措置済)	農林水産省

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項			
20	「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入	「集成材の日本農林規格」第5条1項(幅方向に接合したラミナの品質等にかかる幅はぎ未評価ラミナの範囲、ラミナの厚さ(厚さ・最大と最小のラミナの厚みの比率)、二次接着の仕上げ等)の規定に関する性能規定の併用導入等について、製造業者・実需者等からの要件緩和要望に基づき、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえた上で検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成24年度の規格の定期的見直しまでに可能な限り早期に結論 農林水産省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項			
42	ゴルフ場での農業使用届け等の一元化と情報開示	ゴルフ場の農業使用者から国に提出される農業使用計画書について、公表の方法や一部の都道府県に提出される計画書との関係の整理等、その取扱いについて検討し結論を得る。	平成22年度検討・結論 農林水産省

43	加工食品原料のトレーサビリティの義務化	<p>食品一般のトレーサビリティの義務付けについて、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即して、関係省庁と連携し、検討を行う。</p> <p>※食料・農業・農村基本計画(抜粋) 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (1) 食の安全と消費者の信頼の確保 ② フードチェーンにおける取組の拡大</p> <p>食品に係るトレーサビリティについては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀等の取引等の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度の導入を円滑に進める。さらに、国民の健康保護、適正な流通や表示を目指す観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。</p>	平成22年度検討開始	農林水産省
----	---------------------	---	------------	-------

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
15	鮭鱒類の輸入承認の迅速化	<p>国際条約の適正な履行を図るために必要な審査を水産庁及び経済産業省がそれぞれ行う必要がある中で、審査に要する期間を縮減するため、両省庁への提出書類を簡素化する。</p>	平成23年度 (一部措置済)	農林水産省 経済産業省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
29	外国資本による森林買収動向の調査の継続	森林の多面的機能の発揮という観点から、平成18年1月から平成21年12月までの期間における外国資本による森林買収について、国土交通省と連携し、国土利用計画法に基づく土地取引の届出情報を参考に都道府県を通じて調査を行ったところである。更に、平成23年3月1日に森林法の改正案を閣議決定して国会に提出し、所有者のいかにかわらず、無断での伐採に対する規制を強化する等の措置を導入することとしているところである。外国資本による森林買収の動向を把握することの重要性に鑑み、今後も調査を継続することについて検討する。	平成23年度検討開始	農林水産省 国土交通省
30	魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直し	配合飼料や飼料原料の需給の状況等を考慮しつつ、魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直しについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	農林水産省 経済産業省

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	
○ 環境・エネルギー分野での制度・規制改革	(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。	経済産業省
	・地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。	経済産業省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
④	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度中措置	国土交通省
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度中検討、結論を得次第措置	国土交通省、 経済産業省

【経済産業省】

⑥	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省
⑨	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省
⑮	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	経済産業省、国土交通省

2. ライフイノベーション分野			
⑮	訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準)	平成21年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論 厚生労働省 経済産業省

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<環境・エネルギー>				
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省

13	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
14	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメータ制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省
15	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒し、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<環境・エネルギー>

7	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(事業用電気工作物に係る工事計画届出・審査等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やかに検討開始	経済産業省
---	---	---	------------------	-------

8	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大)	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
10	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電サービスに係る取扱ルールの明確化)	エコカーの普及を促進するため、充電サービスについて、消費者への提供方法(時間単位・電力量単位)等に係る取扱ルートを明確化し、平成22年中に速やかに周知徹底する。	平成22年中に速やかに措置	経済産業省
13	小型発電機の系統連系に関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	経済産業省
<p><国を開く経済戦略></p>				
28	国際ビジネスに対応した国及び自治体の行政手続窓口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な国及び自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び英語対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに措置を行う。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	内閣府 経済産業省 その他関係府省
30	特定原産地証明の電子発給の容認を含めた利便性の向上	経済連携協定に基づく原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定発給機関である日本商工会議所にしか発給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
③	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	平成23年度中検討・措置	経済産業省
⑥	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールを整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	
⑧	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省

⑩	電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、電気自動車に係る急速充電器については、設置により契約種別が低圧から高圧に変更される場合や他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一敷地内において「複数の需給契約」が対応可能となるよう必要な見直しを行う。その上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中結論、結論を得次第措置	経済産業省
⑪	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委員会、経済産業省
⑫	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の見直し	電気主任技術者の外部委託制度について、平成21年度の制度改革後の保安確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。	平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討	経済産業省
⑬	家庭用電気料金メニューの拡充	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需要家のニーズに柔軟に対応する観点から、新たな料金メニューの検討を促す。あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中措置	経済産業省

【経済産業省】

⑭	低圧託送料金制度の創設	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第再生可能エネルギーの買取制度の導入と併せて措置	経済産業省
⑮	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	平成23年度中検討・結論・措置	経済産業省、 国土交通省
⑰	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和	ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、運用の実態を踏まえた上で、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法(30年の適用等)を適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
3. 農林・地域活性化分野				
②	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できる限り早期に結論	内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省
⑨	商店街振興組合の活性化	商店街においては、近年、経営者の高齢化、後継者難等により店舗を第三者に賃貸し商店街振興に携わる事例が増えていることから、このような不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できることを周知する。	平成23年度措置	経済産業省
⑰	工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方	国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省

4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-2. 物流・運輸分野				
②	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保 要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省
		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	財務省、経済産業省、外務省
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便性が損なわれることがないように、より一層周知徹底する。	平成23年度措置	財務省
④	経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上	国際競争力を強化するEPA税率の利用を促進するため、以下の点について原産地証明制度を改善する。 ① 現行体制下での事務合理化による原産地証明書発給の迅速化策について、所要の措置を講じる。	平成23年度措置	経済産業省
		② 原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の運用を進めるとともに、協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。	平成23年度検討	
		③ 更新時の登記簿の提出の省略を認めるなど、更新時の手続につき、より負担の少ない方法を検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度措置	
⑧	安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上	該非判定に関して、企業名公表を条件としない、インターネット等による相談及び該非判定についての連絡を可能とするなど、効果的な事前相談の方法について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成23年度検討・結論・措置	経済産業省
⑨	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化を図るため、特定子会社包括許可制度に関し、その要件(子会社の資本要件等)の見直しを含めた利便性の向上について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成23年度検討・結論・措置	経済産業省

4-3. 金融分野				
⑥	政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築	株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)による再生支援計画では、政府系金融機関や独立行政法人に一部債権放棄への協力義務を設けている。一方、機構による支援決定可能期間は限られている。このため、機構の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく観点から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において設けられている事業再生ADR制度に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果が確保できるよう、有効な方策を検討していくこととする。 その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の課題と実態の把握を行う。 今年度前半には実態把握を終え、所要の手当てを行う。	平成23年度検討開始	経済産業省
⑫	貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事業機会拡大(再保険の引受け)	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえつつ、貿易保険制度の在り方を見直す。 なお、取引信用保険の民間事業者の事業機会の拡大については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、日系海外子会社の第三国向け輸出について、日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けを通じて、独立行政法人日本貿易保険が貿易保険を引き受ける新たな取組を今般前倒しで導入したところであり(平成22年措置済み)、引き続きその積極的運用を図っていく。	平成23年度より措置	経済産業省
4-4. IT分野				
⑧	有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について	有線電気通信法第3条第4項第4号に基づき、有線電気通信法施行規則第6条第5号においては、電気設備の技術基準を定める省令第50条の規定により設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条の総務大臣への有線電気通信設備の届出を不要としているところ。 電気設備の技術基準を定める省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図る。	平成23年度早期措置	経済産業省

4-5. 住宅・土地分野				
⑩	環境に配慮した鉱業法制の見直し	<p>鉱業出願については、申請後数年経過しても申請中のまま処理されていない場合がある。このため、鉱業の特性に鑑み、関係者との調整、事業上の必要性等により、やむを得ないと考えられる場合を除き、鉱業権の設定許可については、原則として標準処理期間内に処理が行われるよう運用する。</p>	平成23年度措置	経済産業省
		<p>鉱業権の設定に係る出願がなされ、標準処理期間を経過した後、なお、処理が行われていない場合であって、当該出願に係る区域内で大規模な都市開発事業など他の事業の実施に伴ってやむを得ず付随的に当該出願に係る鉱物の探掘を行う必要が生じた場合において、出願の状況、当該他の事業の状況、開示の必要性・妥当性、開示が出願人の競争上の地位等に与える影響等を総合的に考慮して、特に必要かつ適切と認められる場合には、当該他の事業を実施しようとする者に対し出願人名を開示するとともに、出願人に対し当該他の事業を実施しようとする者の情報を提供するよう運用を行う。</p>	平成23年度措置	
5. 消費者分野				
②	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取に対する規制強化	<p>貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。</p>	平成23年度中できる限り早期に措置	消費者庁、経済産業省、警察庁
		<p>その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。</p>	平成23年度中に検討・結論	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要		実施時期
3. 農林・地域活性化分野				
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化	<p>・農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水保険」という。)と中小企業信用保証制度(以下「中小保険」という。)に係る課題は以下であるところ、</p> <p>①農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、</p> <p>②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、</p> <p>③両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、</p> <p>④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、</p> <p>こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課</p> <p>①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。</p>	平成23年度中措置	農林水産省、 経済産業省
		<p>②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。</p>	平成23年度着手、できる限り早期に措置	
		<p>③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。</p>	平成23年度着手、できる限り早期に措置	

		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に結論	
--	--	--	-----------------------	--

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
20	海外の子会社を対象とした、貨物の輸出および技術の提供に係る新たな包括許可制度の創設について	海外の子会社を対象として一定の条件下で一括して許可を行う新たな包括許可制度を創設する。	平成21年度(措置済)	経済産業省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
21	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成21年度検討開始、可能な限り早期に結論	経済産業省
22	鉱山坑内でのガソリン車使用制限の緩和	鉱山の坑内で使用する自動車について、ディーゼル機関のみならず、安全性等に配慮し、使用条件等も考慮しながら、ガソリン車の走行も認めることについて検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成22年度結論	経済産業省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
14	景気動向の把握に関するムダについて	「管内経済情勢報告」、「地域経済産業調査」でヒアリング対象となっている企業等において、重複して同様のヒアリングを受けていることにより負担となっている場合のヒアリング方法等について、当該企業等の要望も踏まえながら、一つの省庁が代表的にヒアリングを実施する等の負担を緩和するための対応策を実施し、これを通じて調査の一層の効率化を図る。	平成22年度	財務省 経済産業省
26	試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質の輸入通関上の書面提出の簡素化	試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質を輸入通関する際、輸入者から税関に提出される書面については、捺印を求めないこととし、原本であることを問わないこととする。	平成22年度 (措置済)	経済産業省
27	電力設備から発生する磁界規制の創設	電力設備から発生する磁界について、曝露制限値を100マイクロテスラ(=1000ミリガウス)(50ヘルツ)、83マイクロテスラ(=830ミリガウス)(60ヘルツ)とする基準を定める。	平成22年度	経済産業省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
44	再生可能エネルギー導入に関する補助金制度が一望できるホームページの作成	申請者への分かりやすさの観点から、再生可能エネルギーの導入に関する補助制度について、各省庁の制度を一覧にするホームページの作成の検討を行う。	平成22年度検討・結論	経済産業省

45	ヒートポンプ式高効率給湯器の導入支援について	昨年秋の事業仕分けの結果を踏まえ、現行の補助制度については平成22年度上期をもって廃止された。新たな普及策については、国による支援の必要性も含めて検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省
46	輸入貨物の返送に係る輸出許可の不要化	我が国では、外国為普及び外国貿易法に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出又は技術の提供に当たっては、経済産業大臣の許可が必要とされている。返品のための輸出又は技術の提供を行う場合においても、輸出者は輸出する貨物や提供する技術が経済産業大臣の許可が必要であるか否かの確認を行う必要があるが、返品のための輸出等については、事業者の負担を軽減するため、一定の条件の下で、厳格な該非判定を要しない輸出についても包括許可に含めることを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省
47	映画のデジタル化、デジタル配信の促進	知的財産戦略本部において、デジタル化・3D化の促進について明記した知的財産推進計画2010を決定したところであり、今後具体的な方法などについて検討する。	平成23年度検討・結論	経済産業省
48	音の商標について、他人の著名な旋律・楽曲の登録除外することについて (パブリックドメインに落ちた著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利益を得るための登録の排除)	「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」における議論を踏まえつつ、他人の著名な楽曲からなる音の商標の登録の可否を含め、音の商標の保護の在り方について検討を行う。	平成22年度検討開始	経済産業省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項				
17	高圧ガス認定完成検査実施者の軽微変更工事の拡大	コンビナート等保安規則第14条第1項等を改正し、一定の検査能力を有する事業者(認定完成検査実施者)について、「軽微な変更工事」の範囲を保安上問題のない範囲で、一定程度拡大する。	平成21年度 (措置済)	経済産業省
18	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法では、30㎡未満の生産施設面積の増加については変更の届出が不要となっている。保安上の問題などに対して急ぎ対処が必要な場合には、「10㎡以下の緑地の減少」を軽微変更として取り扱うことを旨とする産業構造審議会の報告書をもとに、工場立地法施行規則等の見直しを行う。	平成22年度	経済産業省
19	電気工作物の対象外とするボイラーの範囲拡大	工場等における少量の蒸気を利用した発電設備の普及促進を図る観点から、排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、当該ボイラーの最高使用圧力が2メガパスカル以下であって、最大蒸発量が10トン毎時以下等の条件を満たすものについては、電気工作物として取扱わないこととする。	平成22年度 (措置済)	経済産業省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
17	電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業にかかる電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勧告のうえ、届出対象となる範囲等の見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
15	銚子類の輸入承認の迅速化	国際条約の適正な履行を図るために必要な審査を水産庁及び経済産業省がそれぞれ行う必要がある中で、審査に要する期間を縮減するため、両省庁への提出書類を簡素化する。	平成23年度 (一部措置済)	農林水産省 経済産業省
16	高圧ガス保安法における「火気を取り扱う施設」の解釈の明確化	防爆指針に基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造でなくても「火気を取り扱う施設」に該当しないという趣旨を、運用解釈内規に追記し、明確化を図る。	平成23年度	経済産業省
17	高圧ガス保安法における軽微な変更工事の範囲の明確化	高圧ガス保安協会への委託検査受検品であって一定の検査方法・検査基準に従って検査を行ったものへの取替えは、高圧ガス保安法の軽微な変更工事に該当すること、また、消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)の取替えは、許可・届出が不要な工事であることについて、都道府県に周知を徹底する。	平成23年度	経済産業省
18	家庭用燃料電池の技術基準の見直し	家庭用燃料電池設備に対して設置が義務付けられている過圧防止装置について、安全性を考慮しつつ、その義務付けの範囲を見直す。	平成23年度	経済産業省
19	独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険における制限の緩和	独立行政法人日本貿易保険が行う海外事業資金貸付保険において、期間基準を短縮する。	平成23年度 (措置済み)	経済産業省
20	圧力設備の供用適性評価におけるAPI 579-1/ASME FFS-1規格の適用	圧力設備の供用適性評価を行うに当たり、認定保安検査実施者に対し、API/ASME FFS-1や我が国の研究成果等を参考に制定された規格である「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準」の利用を認める。	平成22年度 (措置済み)	経済産業省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

28	新規化学物質届出制度の統合・簡素化	新規化学物質の労働安全衛生法に基づく届出と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく届出に関しては、評価の観点や必要試験項目、審査の手続が異なっているが、届出者の利便性を図るべく、それぞれの様式の統合・簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
30	魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直し	配合飼料や飼料原料の需給の状況等を考慮しつつ、魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直しについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	農林水産省 経済産業省
31	輸出承認手続の利便性向上	輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物の輸出に関し、海外グループ会社等、継続的な取引関係を有する同一の相手方との取引について、包括的な承認制度の導入を含め、利便性を高める方策について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省
32	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用	最新ASME規格の内容を踏まえ、高圧ガス保安法における特定設備検査規則で定める材料の最小引張強さの安全係数を引き下げた場合に、いかなる安全上の課題や制度的手当の必要性があるかについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省
33	高圧ガスの輸入に係る容器検査手続の簡素化	高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査に合格したものとして扱われる容器の規格に適合するものとして、EU規格を追加することを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省
34	固定価格買取制度の対象要件の見直し	再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度について、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電といった実用化されている全ての再生可能エネルギーにまで拡大することを基本として買取制度小委員会において制度の詳細の検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	経済産業省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
①	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度中措置	国土交通省
		慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。	平成22年度中措置	国土交通省
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省
③	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	国土交通省
		大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省

【国土交通省】

④	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度中措置	国土交通省
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度中検討、結論を得次第措置	国土交通省、経済産業省
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省
⑩	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化)	熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。	平成22年度中措置	国土交通省

【国土交通省】

⑫	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	内閣府 文部科学省 (厚生労働省)
⑬	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
⑭	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し	外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。	平成22年度中措置	国土交通省
⑮	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	経済産業省、 国土交通省
(住宅・土地)				
①	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省
②	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省
③	建築確認・審査手続きの簡素化	建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省
		また、本年3月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。	平成22年6月措置	

2. ライフイノベーション分野				
⑬	高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用	国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の可否について検討を開始する。	平成22年度検討開始	警察庁、国土交通省
3. 農業分野				
⑫	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。	平成22年度中着手	国土交通省
4. その他分野				
(物流)				
②	内航海運暫定措置事業の廃止	国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。	平成22年度開始	国土交通省
		また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	
③	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成22年度検討	国土交通省

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
<都市再生・住宅>				
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
<環境・エネルギー>				
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省
8	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省

＜観光振興をはじめとした地域活性化＞				
21	通訳案内士制度の見直し	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増等を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。	平成22年度検討・結論、できるだけ早期に措置	国土交通省
＜国を開く経済戦略＞				
23	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省
24	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター（利用運送事業者によるチャーター）の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項				
＜都市再生・住宅＞				
1	マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和	マンション建替え円滑化法を活用した建替えには、各戸あたりの最低面積が定められており、戸当たり面積の小さいワンルームマンションの建替えが困難となっている。このため、建替え前の1戸当たり面積が50㎡未満のワンルームマンションに限り、建替え後の最低住宅面積および居室数の条件を緩和し、マンション建替え円滑化法の適用を可能とするよう早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省

【国土交通省】

2	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成23年度中に結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中に結論	国土交通省
3	地籍調査の積極的推進	土地情報の基礎である地籍調査を積極的に推進するため、民間法人の活用を図るために必要な省令改正や運用通知の発出等を平成22年度中に講じる。	平成22年度中措置	国土交通省
4	大街区化の推進	戦災復興事業等によって一定の基盤が整備されている街区などを対象に、複数の街区に細分化された土地の集約を進めるためのガイドラインを平成22年度中に作成する。	平成22年度措置	国土交通省
5	木造密集市街地における住宅等の建替え	木造密集市街地における建替えには、前面道路幅員が狭いことにより接道条件を満たさない等の課題がある。そのため、敷地が接する道路幅員等に係る建築基準法上の現行の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体宛に周知徹底を図る。	平成22年度措置	国土交通省
<環境・エネルギー>				
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、平成23年度早期に措置	国土交通省 農林水産省
9	住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進	新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省

＜観光振興をはじめとした地域活性化＞				
20	宿泊客への周遊案内及びエコツアー等の事業者による参加者輸送に対する道路運送法上の許可を不要とする範囲の明確化	有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿泊施設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要とする範囲を明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省
23	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省
＜国を開く経済戦略＞				
32	日本国領海における外国籍船の荷役待機の為の停留等の取扱いについて	物流の効率化などの観点から、既に、船社等からの要望を踏まえ、当該外国船舶に不審な点が認められないこと、航行安全上の問題が生じないこと等が確認できた場合には、領海内で外国船舶が荷役待機の為に停留等を伴う航行ができることとしているところであるが、今後更なる要望等を受けた場合には、その方策について早期に検討し、平成22年度中に結論を出すこととする。	平成22年度検討・結論	国土交通省
34	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
7	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
8	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
9	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
別表2 国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項				
2	公共空間における収益施設の設置等に係る規制緩和	地下街について、地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行うとともに、民間事業者が駅前広場等の公共空間の利用を可能とする手法を提示する。また、国・地方公共団体が都市公園事業について意見交換・協議する会議において、立体都市公園制度の活用等に関する情報を周知徹底する。	平成22年度措置	国土交通省

【国土交通省】

3	下水処理施設の改築・省スペース化により生じる敷地の有効利用方針を国が策定	下水処理施設の改築時に施設の省スペース化等を実現できる膜処理技術について、その導入のためのガイドラインを作成し、普及を促進する。	平成22年度措置	国土交通省
4	港湾経営の民営化	我が国港湾の国際競争力強化を図る観点から、港湾の選択と集中を進め、公設民営の考え方のもと港湾の経営に関する業務に民の視点を取り込み、港湾の一体経営を実現するため、「港湾経営会社(仮称)」制度を創設する等、港湾法等所要の法改正を行う。	平成22年結論・平成23年通常国会への法案提出	国土交通省
5	国際旅客チャーター便の個札販売(航空券のバラ売り)比率の一層の緩和	航空自由化が実現していない国・地域内の地点との間において、定期便の乗入指定地点間か否かを問わず、一律、総座席数の50%未満まで、国際旅客チャーターの個札販売を可能とする。羽田空港を発着する国際旅客チャーターについては、羽田空港の国際化にあわせて、深夜早朝時間帯は、他の空港と同様、航空自由化が実現した国・地域内の地点との間では個札販売の制限を撤廃する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
6	LCC等の低コストな運航の実現のための運航管理補助者の配置方法の明確化	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、各空港において気象情報や飛行計画等の機長への伝達等を行う航空会社の運航管理補助者について、航空会社の事業の計画等で配置できることを明確化することにより当該会社の柔軟な運航形態を支援することを平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	国土交通省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
①	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中措置	国土交通省

【国土交通省】

②	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し	農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。	平成23年度中措置	国土交通省
④	緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化	都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の義務付けの適用を除外することが可能であることを周知する。	平成23年度中措置	国土交通省
⑤	都市公園における地域冷暖房施設の取扱いの明確化	既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者(地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省
⑥	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとす。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	
⑦	潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化	自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。	平成23年度中措置	国土交通省
⑨	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	国土交通省
		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。	平成23年度中措置	

【国土交通省】

⑮	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	平成23年度中検討・結論・措置	経済産業省、国土交通省
⑯	行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制	道路管理者が自ら道路の占用に関する工事(ガス工事・通信工事跡等)を行う際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留意する旨を平成20年3月に各道路管理者へ周知しているところ、当該通知以降、取扱いが適正に行われているかについて各道路管理者への調査を実施し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速やかに改善策を講じる。	平成23年度中措置	国土交通省
⑰	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省

19	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	<p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置> 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。</p>	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	国土交通省
		<p>また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。</p>	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	
		<p>○道路 <港湾施設としての道路> 社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。</p>	平成22年度検討開始、平成23年度中結論・措置	
		<p><高速道路の占用許可要件> 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。</p>	平成23年度中措置	
		<p>○公共用地等 <公共用地等における占用許可要件> 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者(地方公共団体)に周知する。</p>	平成23年度中措置	
20	廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外	<p>焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がなく、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同等の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。</p>	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省

2. ライフイノベーション分野				
⑧	施設・入所系サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系サービスの在り方について、介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸外国の例も含めて調査研究する。	平成23年度中検討開始	厚生労働省、国土交通省
		高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24時間常駐・見守りのある体制のもの、そうでないものについて整理する。	平成23年度中措置	
⑨	駅中保育施設整備に係る規制緩和	既存の駅舎に保育所などの子育て施設を増築する工事の円滑化に向け、構造耐力規定を柔軟に見直すことを検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、できるだけ早期に結論	国土交通省
3. 農林・地域活性化分野				
②	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できる限り早期に結論	内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省
③	かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	日本の伝統構法を用いたかやぶき屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第22条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造及び区域の指定の在り方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省
④	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保全と治水上必要な諸基準との関係を定めた国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観の整備が進むよう、これらの周知徹底を図るとともに、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省、農林水産省
		また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に行われるよう、併せて周知徹底を図る。	平成23年度措置	

⑤	着地型観光に即した各種業規制の見直し―旅行業法 第3種旅行者の適用除外等―	着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いやすいとする方策について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
⑦	道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化	歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通知等や道路占有許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省、警察庁
⑧	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省、総務省、警察庁
⑪	大規模集客施設の郊外立地抑制について	平成18年の「まちづくり3法」の改正等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度措置	国土交通省
⑫	観光目的の船舶(20t以上)の検査及び設備の設置要件の緩和	20t以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、船舶の安全性への影響を考慮しつつ、検査及び設備の設置要件の緩和について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
⑬	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用の在り方について、検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-2. 物流・運輸分野				
⑤	45フィートコンテナ運送に係る環境整備	45フィートコンテナ用車両を40フィートコンテナ用車両と同等の通行条件とする緩和措置につき、全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始する。	平成23年度検討開始	国土交通省

【国土交通省】

⑥	国際コンテナの国内利用の促進	輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送についての手続を簡素化する。	平成23年度措置	財務省
		「橋梁照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについて、違法積載車両の指導取締り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討を行う。	平成23年度検討開始	国土交通省
⑦	水先制度の改革	指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪番制に捉わられることなく指名制度が円滑に機能するよう、引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の整備を図る。	逐次実施	国土交通省
		水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3級水先人の増加)を奨励し、優秀な人材の安定的確保を図り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJTの促進等を図る。	逐次実施	
⑩	航空交渉の多国間化	早期に首都圏空港を含むオープンスカイを実現し、国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEANの各国を最優先に、戦略的かつ積極的に二国間交渉を推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多国間の枠組みの活用を検討する。	平成23年度以降引き続き実施	国土交通省
⑪	空港運営の在り方の見直し	国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、航空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的方策について、検討し早期に結論を得る。	平成23年度早期に結論	国土交通省
		成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略における「これまで完全民営化の方向性が議論されてきた、成田国際空港株式会社の経営の在り方については、今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う。	平成23年度検討開始。できる限り早期に結論	
⑫	空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入	国土交通省成長戦略における「羽田の発着枠の配分については、市場メカニズムの導入可能性を調査することを通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に必要なネットワークの維持や競争環境の確保を通じた利用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可能性について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省

【国土交通省】

⑬	ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し	<p>小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「耐空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンデマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。</p> <p>我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、申請手続の簡素化等の利用者負担の軽減策につき、検討し結論を得る。</p>	平成23年度検討・結論	国土交通省
			平成23年度検討・結論	
⑮	米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進	米国との間で、平成21年4月に締結した航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)においても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等その他の先進国とも協議を推進する。	平成23年度以降継続実施	国土交通省
⑯	沿海航行区域の拡大	限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定する。	平成23年度措置	国土交通省
		安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る。	平成23年度検討開始、平成24年度結論	
		沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするための基準の見直しを行う。	平成24年度措置	
⑰	海上交通安全法航路における制限速力の見直し	海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速力の見直しにつき、技術的な検討及び所要の調整を実施し、結論を得る。	平成23年度早期に検討開始。結論を得次第措置	国土交通省
⑱	内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化	内航旅客船の船体計画保全検査制度について、船舶の安全性への影響等を考慮しつつ、検査項目の簡素化及び承認基準の緩和について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
⑲	空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進	成田空港については最短で平成26年度中に30万回、羽田空港については最短で平成25年度中に44.7万回へ年間発着容量を拡大するため、着実に取組を行う。なお、首都圏空港については、上記取組により、向こう10年間は需要を上回る供給が可能となることが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	平成23年度以降継続検討	国土交通省

4-4. IT分野				
①	道路占用手続における引込線の取扱いの明確化	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、改めて各道路管理者へ周知・徹底する。	平成23年度中措置	国土交通省
②	河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化	河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方向での河川管理者間の統一及び標準処理期間の1か月程度への短縮につき、検討を開始し、結論を得た上で、国土交通省から各河川管理者に対して、周知・徹底する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省
		港湾区域等の占用許可申請に関しては、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ、港湾管理者に対し申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	
		国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等について、検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
④	河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等	占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占用施設の形態に応じて表示方法を変更できるように、各地方整備局に周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	国土交通省
21	船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加	無線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全無線証書は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるようにする。	平成23年度以降できる限り早期に措置	国土交通省
23	自動車関連情報のIT化	自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報等について、個人情報の保護に留意しながら、ITを活用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と国土交通省の両省が協議の上、連携して検討を行う。	平成23年度検討・結論	警察庁、国土交通省
24	ITの活用による都市開発のワンストップ化	ITの活用により、国土交通省に係る都市開発に関する行政手続のワンストップ化について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省

4-5. 住宅・土地分野				
①	老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和	容積率の既存不適格物件となっている老朽建築物の建替え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件について、実態把握のための調査を行う。	平成23年度措置	国土交通省
③	民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティブ拡充	民間事業者が開発事業に併せて行う公園、地下コンコース、歩道橋等の整備や既存道路の拡幅への協力等の公共貢献に見合った容積率の割増し、日影・斜線制限の緩和等の誘導策に係る諸制度について、更なる活用を図るため、その運用実態やニーズを調査・検証した上で、地方公共団体に対して周知を徹底するとともに、それらの誘導策の具体的な事例を収集し、情報提供を充実させる。	平成23年度措置	国土交通省
④	都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和	街区の面積が比較的小さい中心市街地等で複数街区をまとめて一定規模の敷地として開発することが求められる場合などに、既存の一般道路の通行機能を残しつつ、一般道路、細街路等の道路上空を活用し、道路空間と建築物の立体的利用による大街区化の都市開発事業を可能とする方策について検討を行い、所要の措置を講じる。	平成23年度検討・可能な限り速やかに措置	国土交通省
⑤	老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備	過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置	国土交通省
⑥	特例容積率適用地区の拡大	特例容積率適用地区制度は土地の有効利用を図る上で効果的な制度であるが、現在、全国で1地区しか指定されていない。このため、本制度の積極的な活用に向け、制度の活用が想定される地区等の実態やニーズを調査・検証し、その結果を踏まえ、地方公共団体に技術的助言を行う。	平成23年度措置	国土交通省
⑦	構造計算適合性判定の対象範囲の見直し	3階建て以下の小規模建築物を構造計算適合性判定の対象範囲から除外することなどについて、国土交通省に設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」における検討結果を踏まえ、制度の見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度検討開始、可能な限り速やかに結論	国土交通省
⑧	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省
		また、「建築法体系勉強会」における建築法体系全体の見直しの検討結果を踏まえた次期建築基準法改正過程において、上記と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始、次期法改正時まで結論	

⑨	建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し	賃貸用オフィスビルなどで、未入居部分に本来必要のない暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無駄を余儀なくされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避難上支障がないことが合理的に判断できる場合であって、テナント未入居部分のみが、壁や床などの内装工事を残し工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化などについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
5. 消費者分野				
①	マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得る。	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討・結論・措置。法的措置については平成23年度中に検討・結論	国土交通省、消費者庁

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑩	発電水利権許可手続の合理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。	平成23年度中検討開始	国土交通省
		小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。	平成23年度中措置	
		河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	平成23年度中検討開始、早期に結論	
		発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。	平成23年度中措置	

4. アジア経済戦略、金融等分野				
○ 物流・運輸分野				
①	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成24年度検討	国土交通省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
21	小水力発電装置の設置運営の円滑化	小水力発電に係る許可手続きの円滑化のため、申請がしやすくなるように水利使用許可申請のガイドブックを作成し、公表する。	平成21年度	国土交通省
22	住宅の建設に係る諸手続の提出書類の共用化	住宅瑕疵担保責任保険申込み窓口が登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関を兼ねている場合には重複している図書については提出を省略することができる旨、ホームページで周知する。	平成21年度(措置済)	国土交通省
23	企業再編に伴う土地譲渡に関する届出	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に基づく届出について、企業再編のための事業譲渡、現物出資等については、都道府県等の運用実態も踏まえ、事務処理の迅速化・合理化等による譲渡制限期間の短縮について検討し、周知する。 併せて、会社の合併及び分割による土地所有権の移転については、当該届出は不要である旨周知する。	平成21年度	国土交通省

【国土交通省】

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
23	駐車場用換気装置の基準の見直し	駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直しを検討する。	平成21年度検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
24	建設業許可の申請・変更届における個人情報の取扱について	建設業許可の申請及び変更等の届出の際に提出する役員の一覧表及び使用人の一覧表のうち、現住所等の個人情報に当たる項目の閲覧については、個人情報保護の観点から、当該項目については閲覧させないこととし、具体的な実施方法について、実務上の課題等に配慮しつつ、結論を得る。	平成21年度結論	国土交通省
25	民間都市再生事業計画認定の申請期限の延長	民間都市再生事業計画の認定の申請期限を今後さらに延長することについて、今後の社会経済情勢や都市における市街地整備の状況等を踏まえ、検討する。	平成23年度までに結論	国土交通省
26	羽田空港における国際ビジネスジェットの発着枠許可申請期限の短縮	運航7日前までに行うこととされている、国際ビジネスジェットの羽田空港発着枠取得のための申請期限について、運航3日前まで短縮することに向けた検討を開始する。	平成21年度検討・結論	国土交通省

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
28	道路法における道路占用許可手続きの簡素化・迅速化	道路占用許可手続きの簡素化・迅速化を図るため、地方自治体の道路管理者に対して、道路法施行規則に定める様式に統一すること及び申請書の受理から処分を行うまで原則として2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、改めて周知を図る。	平成22年度	国土交通省

【国土交通省】

29	国土交通省地方整備局発注の技術審査業務などの入札契約見直しについて	技術審査業務などの入札契約方式については、平成22年度からは全て総合評価方式(一般競争入札)に移行する。 平成23年度からは、公共サービス改革法に基づく民間競争入札(市場化テスト)を行う。	平成22年度 平成23年度	国土交通省
30	ホームページの検索機能の改善	ほしい情報がすぐに見つけることのできるよう、国土交通省ホームページについて、検索機能の向上を図る。	平成22年度	国土交通省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

49	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。	平成22年度結論	国土交通省
50	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化を後押しする観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化について検討する。	平成22年度検討・結論	国土交通省
51	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化を後押しする観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーターの運航の容易化について検討する。	平成22年度検討・結論	国土交通省
52	有価証券による宅建業者営業保証金の保管替えの容認	有価証券をもって営業保証金を供託している場合も保管替えが可能となるよう、宅地建物取引業法及びその関係法令の改正を行う方向で、関係機関との検討を開始する。	平成22年度検討開始 平成23年度結論	国土交通省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容

「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

18	建設工事現場の標識の大きさの見直し	戸建住宅などの建設工事現場においては、その敷地規模からして、現場に関わるすべての建設業者が標識を掲げることは、物理的に無理な場合があるとの指摘を踏まえ、建設業法において工事現場に掲示が義務付けられている法人の名称、許可番号、代表者の氏名等を記載した標識の大きさについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	国土交通省
----	-------------------	--	-------------	-------

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項

21	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の見直し	民間賃貸住宅の退去時における原状回復に係るトラブルが増加していることを踏まえ、賃借人側及び賃貸人側双方の関係者の意見を考慮しつつ、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂版を策定する。	平成23年度	国土交通省
22	市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施	市街地再開発事業の都市計画の決定に当たっては、地権者等の都市計画同意は要件とされていないことについて、改めて通知の周知徹底を行う。	平成23年度	国土交通省
23	承認船員制度における船長による実務能力確認の適用対象国の拡大	承認船員制度における船長による実務能力確認について、その適用対象国の拡大を実施する。	平成23年度	国土交通省
24	港湾管理者による埠頭株式会社の株式保有義務の見直し	埠頭株式会社の発行株式総数の2分の1以上を港湾管理者が保有する義務を廃止する旨の法案を提出する。	平成22年度(措置済み)	国土交通省

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

29	外国資本による森林買収動向の調査の継続	森林の多面的機能の発揮という観点から、平成18年1月から平成21年12月までの期間における外国資本による森林買収について、国土交通省と連携し、国土利用計画法に基づく土地取引の届出情報を参考に都道府県を通じて調査を行ったところである。更に、平成23年3月1日に森林法の改正案を閣議決定して国会に提出し、所有者のいかにかわらず、無断での伐採に対する規制を強化する等の措置を導入することとしているところである。外国資本による森林買収の動向を把握することの重要性に鑑み、今後も調査を継続することについて検討する。	平成23年度検討開始	農林水産省 国土交通省
35	建築確認申請・審査手続の迅速化(構造計算適合性判定機関による事前相談の推進)	構造計算適合性判定機関による事前相談を推進することについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省
36	建築物等に係る大臣認定の迅速化(認定期間の短縮化)	認定期間の短縮化に係る運用改善策の検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省
37	建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更の取扱いの明確化	建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更に該当する事例の周知を通じ取扱いの明確化を図ることについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省
38	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討するに当たり、ISO規格コンテナではないものも含めてその検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省
39	バス事業規制の見直し	バス事業規制について、高速乗合バスと高速ツアーバスの公平・健全な競争環境の整備、乗合バスの運賃認可申請に係る手続の簡素化の観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
40	需要に応じた航空定期便の経路変更認可の迅速化及び運休届出の提出期限の緩和	航空定期便の経路変更における変更認可の手続の迅速化について検討を行い、結論を得る。また、需要に応じた運航を可能にする観点及び利用者の利便の確保の観点の双方に配慮しつつ、定期貨物便の運休の届出における事業計画変更の提出期限の緩和について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省
41	定期路線経路上の一地点を目的地とする臨時便の取扱いの緩和	航空機の安全運航体制の確保や他国との取決めに配慮しつつ、突発的な需要に応じた寄港地までの運航に係る手続の簡素化について、検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑤a	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○地熱発電	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
		掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。	平成22年度中措置	
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。	平成23年度検討・結論、結論を得次第措置	
⑤b	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○風力発電	自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中措置	環境省
⑤c	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
		国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	

⑬	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
		使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項				
＜環境・エネルギー＞				
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省

6	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 ②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置 ②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置	環境省
9	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度措置	環境省
11	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省
12	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<環境・エネルギー>

12	発電所のリプレースの際の環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討開始、平成23年度結論・措置	環境省
14	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑥	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとす。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	
⑧	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省
3. 農林・地域活性化分野				
⑮	大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要な手続の迅速化	グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を短縮する措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じる。	平成23年度措置	環境省
4. アジア経済戦略、金融等分野				
4-4. IT分野				
③	国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底	国立公園の景観対策に関する許可基準に関して、当該基準を順守するよう、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	環境省

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	
1. グリーンイノベーション分野				
⑪	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。	平成23年度中措置	環境省
⑫	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省
⑬	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	排出事業者からあらかじめ、再委託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。	平成23年度中措置	環境省
⑭	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
⑮	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	平成23年度開始	環境省

【環境省】

⑳	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
㉑	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、确实かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省
㉒	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。	平成23年度中措置	環境省
		また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。	平成23年度以降逐次実施	
3. 農林・地域活性化分野				
⑥	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	農林業者が狩猟免許なくても囲いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地（土地所有者の了解を得ているものに限る）も含むこととする。	平成23年中措置	環境省
		構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農林業組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲作業の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を補助者として行うことができるようにする。	平成23年度中措置	
⑦	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度（国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等）を整備する。	平成23年度検討開始、できる限り早期に措置	環境省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項				
24	廃棄物処理法に関する条例の統一等	廃棄物の適正な処理を推進するためにも、各地方自治体の定めたルールについて、各地方自治体の公開情報を環境省ホームページ等で取りまとめる。	平成22年度	環境省

「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容				
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
27	PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインにおける運搬容器規定の一部見直し	PCB廃棄物を運搬車で運搬する場合、消防法で規定する危険物に関する運搬容器による運搬も可能とするか否かについて、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	環境省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
31	廃棄物処理における「国内の処理等の原則」の撤廃	廃棄物処理法の改正により、廃棄物を委託して処理する事業者も輸入申告を可能とし、日本国内において処理することにつき相当な理由があると認められる場合には、自社の国外廃棄物に限らず、国外で排出された廃棄物を国内に受け入れて処理することを可能とする。	廃棄物処理法改正 法施行日	環境省
32	廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し	廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てを行う。	廃棄物処理法改正 法施行日	環境省
33	産業廃棄物収集運搬業許可の簡素化	許可手続の簡素化を図るため、以下の2点について、改めて地方自治体に対して周知を行う。 ・産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないようにする。 ・積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないようにする。	平成22年度	環境省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項			
53	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続きの簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化を図ることについて、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論 環境省
54	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論 環境省
55	廃棄物処理法に係る許可手続きの電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論 環境省
56	容器包装リサイクル法へのデポジット制度等の導入	「リユース」や「デポジット」の本邦への導入可能性について検討する研究会における、デポジット制度を導入したペットボトルのリユース実証実験等の結果を踏まえ、びんなどの他の容器についても検討を行う。	平成22年度検討開始、結論を得次第措置 環境省
57	動物殺処分の改善	動物愛護管理法の次期見直しの中で、動物殺処分の改善方法等について包括的に検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論 環境省

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項			
19	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続きについて、軽微変更届出としてよいか検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論 環境省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項				
25	廃棄物の多量排出事業者計画の統一と報告の電子化	「多量排出事業者」の提出する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画について統一的な様式を定めるとともに、当該計画及び当該計画の実施の状況の報告について、電子ファイルによる提出を可能とする。	平成23年度	環境省

「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容				
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項				
28	新規化学物質届出制度の統合・簡素化	新規化学物質の労働安全衛生法に基づく届出と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく届出に関しては、評価の観点や必要試験項目、審査の手続が異なっているが、届出者の利便性を図るべく、それぞれの様式の統合・簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	厚生労働省 経済産業省 環境省